

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会  
「データ利活用促進に向けた検討 中間報告（案）」  
に対する意見

団	体	一般社団法人 電子情報技術産業協会
意	見	
<p>■意見 1</p> <p>&lt;該当箇所&gt;</p> <p>第一章 データ利活用促進に向けた制度について</p> <p>1. 必要性</p> <p>&lt;意見内容&gt;</p> <p>データが企業活動において競争力の源泉としての価値を増すなか、データ取引の安全性はこれまで以上に重要になってきている。従って「データの提供者と利用者の保護のバランスを考慮しつつ、全体としてデータの流通・利活用が促進されるよう（中間報告（案）p.3 第2パラグラフ）」な制度をめざすという方向性には賛同する。</p> <p>一方でデータの流通についてはその態様が多種多様なだけでなく未だ確立されておらず変化し続けている。従ってデータの保護に対する社会的な要請も未だ定まっていないことをふまえた慎重な検討が必要だと考える。データに対する保護規制が厚きに過ぎるとデータ利活用が萎縮する虞があるので、悪質性の高いことが明白な行為に規制は限定することが重要である。</p> <p>また、データが国境を越えて流通するものであることを踏まえれば、データに対する保護規制はグローバルにハーモナイズされることが望ましく、日本が世界に先駆けて法規制を導入しても国際ハーモナイズのために制度が変わるようなことになれば産業界の負担は大きい。従って諸外国の規制の方向性とのバランスにも十分な考慮が必要だと考える。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>（上記意見内容に含む）</p> <hr/> <p>■意見 2</p> <p>&lt;該当箇所&gt;</p> <p>第一章 データ利活用促進に向けた制度について</p> <p>1. 必要性</p> <p>&lt;意見内容&gt;</p> <p>p.2の第3パラグラフにおける「データ契約ガイドライン」で始まる一文は、本パラグラフの趣旨である現行法制度に関する説明ではなく、今後の期待について述べるものであるため、たとえばp.8の（関連する意見）に以下の文章として移動した方が良いと考える。</p>		

「●著しい信義則違反の前提となるデータの取引契約については、その実態が確立されていない。取引当事者間において慎重に取引内容を合意し、取引の安全を促進することが求められると考える。」

<理由>

p.2の第3パラグラフは、データの流通・利活用促進のために、データが現在の法制度で十分に保護されないことが記載されていると考える。「データ契約ガイドライン」で始まる一文は、今後におけるデータ契約内容の高度化・精緻化の必要性を述べており、文脈が異なるため。

---

### ■意見3

<該当箇所>

第一章 データ利活用促進に向けた制度について  
2. 保護客体となるデータの要件

<意見内容>

実務的には、「営業秘密」と「データ」のどちらか区別し難い場合が想定されるので、「営業秘密」と異なるものとして「データ」が実務的にも明確に区別しやすくなるようガイドライン等で明らかにして欲しい。

また、中間報告（案）において保護の対象外とすべきだと記載されている「提供する相手を特定・限定することなく広く提供されているデータと「同一」のデータ(p.5)」と保護対象になるデータとの違いは不明確である。このため「同一の程度」を巡る判断(即ち規制対象となるデータか否かの判断)の予見性が低く、かえってデータ利活用を萎縮させるのではと懸念する。

<理由>

(上記意見内容に含む)

---

### ■意見4

<該当箇所>

第一章 データ利活用促進に向けた制度について  
3. データに係る不正競争行為  
(2) 著しい信義則違反類型について

<意見内容>

これを規制することは、契約自由の原則により取引の安全(データ提供者とデータ利用者のバランス)が図られている関係性を崩しかねないと懸念する。またデータの利活用については、契約の高度化等の取引慣行の確立が急務であり、そのために契約ガイドラインの策定等が進められているが、その流れに水を差す結果にならないかという懸念もある。

「横領・背任的」「図利加害目的」の意味が不明確なことも不正競争行為に該当するか否かの予見性

が低くなる一因と考える。例えば、中間報告（案）のp. 8に該当例として記載されている「（中略）委託契約において目的外の使用が禁じられていることを認識しながら、無断で当該データを目的外に使用して、他社向けのソフトウェアを開発し、不正の利益を得る行為」と非該当例として記載されている「データ提供者とデータ取得者間で契約の解釈に争いがあり、取得者は契約で定められた目的の範囲内だと考え、そのデータを使用する行為」とは区別が難しい。

図利加害目的を持って「横領・背任に相当すると評価される行為態様で、使用する行為」とあるが、単なる契約違反との差異について、今回の法改正に伴って作成されるガイドライン等での明確化が予定されているものの、法文上でも明確な要件を規定すべきである。

#### <理由>

第7回小委における矢口委員発言にもある通り、ガイドラインは裁判規範にならないため法文上での明確な要件が必要と考える。

---

#### ■意見5

##### <該当箇所>

#### 第一章 データ利活用促進に向けた制度について

#### 3. データに係る不正競争行為

##### (3) 転得類型について

#### <意見内容>

取得時善意の転得者について、悪意に転じた後に、悪意に転じる前の取引で定められた権原の範囲外での第三者に対する提供行為を規制の対象とすることは、「権原の範囲」について直接の取引の相手方ではない元のデータ提供者との間で争いを生じることが懸念される。

#### <理由>

外部に提供されることを想定していない営業秘密とは異なり、今回の検討では保護客体であるデータの外延が明確でないなか、とりわけ転得者においては、手元にあるデータが元々いかなる態様で管理、提供されているのかを全く知ることができない状況がほとんどであると考えられるところ、類似のデータがインターネット上で頒布されている可能性もある。中間報告（案）p. 9 脚注5では、「警告書が送付されたとしても、警告内にデータを特定する情報を欠く場合には、悪意に転じたとはいえない」とされているものの、法令順守の意識を徹底するわが国企業では、現に警告を受けた以上、データの特定程度如何を根拠に、なお悪意に転じていないと判断することは実務として困難と予想される。

---

#### ■意見6

##### <該当箇所>

#### 第一章 データ利活用促進に向けた制度について

#### 7. ガイドライン等の策定を通じた予見可能性を高める努力

<意見内容>

技術的管理等の客体の要件の考え方やその具体例、著しい信義則違反類型における図利加害目的に該当する行為・該当しない行為の例などについて、ガイドラインを策定し明確化を図ることに異論はないが、一方で、これらの要件については、できうる限り法文上で明確化すべきと考える。

<理由>

小委にて矢口委員からも指摘のあった通り、裁判におけるガイドラインの位置づけは、参考にとどまり、規範とはなりえないため。

---

■意見7

<該当箇所>

第二章 技術的な制限手段による保護について

<意見内容>

第二章全般に関する議論が十分に行われていないため、継続して検討を深めていただきたい。

<理由>

本論点については、9月26日の第4回小委にて議論されているが、第一章に係る問題に比べ、十分な審議が行われたとは認められないものと思われる。引き続き、慎重な検討をお願いしたい。

技術的制限手段の無効化や、著作権法における同様の規制は、プラットフォーム保護という弊害が生じることが、産業界及び利用者のみならず知的財産法の権威である複数の有識者からも指摘されているところ、データの利活用を実現しつつ、弊害が生じないような規制となるよう、お願いしたい。

---

■意見8

<該当箇所>

第二章 技術的な制限手段による保護について

2. 技術的制限手段による保護対象

<意見内容>

「電子計算機による処理（プログラムの実行の用に供するものに限定）に供するためのデータ」を追加するとあるが、データとは全て「プログラムの実行の用に供されるもの」とであると解釈されるのであり、何らの限定がなされていないこととなる。

第4回小委で示された事例は、特定の事業にかかるものであり、小委委員からも何等かの限定が必要であるとの指摘がなされているところであることから、映像、音、プログラム以外のデータのうち、どの種のデータを保護の対象とすることが必要かを明らかにすべきであり、その上で、要件をきちんと定立すべきである。

<理 由>

「データ」は「官民データ活用基本法」における定義を参照すると、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう）に記録された情報」であり、「電磁的記録」は例えば「産業競争力強化法」では「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう」とされている。「データ」は、これら他法における概念と共通のものであるとするならば、「プログラムの実行の用に供されるもの」に他ならず、何らの限定なく対象とすることとなる。

---

■意見 9

<該当箇所>

第二章 技術的な制限手段による保護について

4. 技術的制限手段を無効化するサービスの提供行為

<意見内容>

「技術的制限手段を無効化するサービスの提供行為」の規制について、正当な行為は除外されるべき。

<理 由>

技術的制限手段の施された情報財の正当な所有者の依頼に基づいて行われる無効化サービスなどが想定されるため。

---

■意見 10

<該当箇所>

第二章 技術的な制限手段による保護について

5. 技術的制限手段を無効化する情報の提供行為

<意見内容>

仮に「符号」そのものの提供を規制するとしても、中間報告（案）においては、一般的な情報提供行為に影響が生じないようにすることを明確に記述されるべきであるし、法技術的に区分ができないのであれば、規制行為を置くことの是非について、改めて十分に議論を尽くすべきである。

<理 由>

一般的な情報提供行為の規制は、表現の自由との関係など、慎重に議論されるべきである。小委において当該論点が検討された、第4回（平成29年9月26日）の配布資料3-1では「技術的制限手段を無効化するためのマニュアル等の提供行為についても、規制のニーズは多いものの、必ずしも無効化行為に直結するとは限らないため、規制にあたっては慎重に検討する必要がある」とある。参考として提示されている平成11年、23年の産構審における検討において、いずれも「情報提供一般に対する規制

につながる事となり、相当に慎重な検討が必要」という結論である。

---

■意見 1 1

<該当箇所>

第二章 技術的な制限手段による保護について

5. 技術的制限手段を無効化する情報の提供行為

<意見内容>

仮に情報提供行為を規制することとしたとしても、ただし書き（p.15）において、不正競争行為とすべきではない行為についての記述があるが、「妨げられることのないよう留意する必要がある」とされている。「4. 技術的制限手段を無効化するサービスの提供行為」にて対象外とされている行為と同様、明確に「対象外とすべきである」とすべきである。

<理由>

現行法第19条第1項第8号の適用除外が立法された際に配慮された事情は、現在も変わるものではないことから、試験・研究等のために必要となる行為は、今般追加される規制行為に対しても、同様に適用除外とされるべきである。

---

以上